

## 旅館業構造等基準一覧

| 項目         | 基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 種別     |      |    |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------|----|
|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 旅館・ホテル | 簡易宿所 | 下宿 |
| 床面積        | 1客室の床面積は、7㎡(寝台を設ける場合は9㎡)以上であること。(政令第1条)                                                                                                                                                                                                                                                                               | ○※1    |      |    |
|            | 客室の延床面積は、33㎡(宿泊者数が10人未満の場合は、3.3㎡×宿泊者数)以上であること。(政令第1条)                                                                                                                                                                                                                                                                 |        | ○※2  |    |
|            | 階層式寝台を有する場合は、上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。(政令第1条)                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |      |    |
|            | 収容定員に応じた十分な広さの客室を有すること。(条例第6条)                                                                                                                                                                                                                                                                                        |        |      | ○  |
| 玄関帳場等      | 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として省令で定める基準に適合するものを有すること。(政令第1条第1項第2号)<br>①事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。(省令第4条の3)<br>②宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。(省令第4条の3)                                                                                                    | ○※1    |      |    |
| 宿泊者名簿      | 営業者は、旅館業の施設または営業者の事務所に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業及び①宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号②その他、(1)年齢(2)電話番号(3)到着年月日(下宿営業にあっては、下宿開始年月日)(4)出発(予定)年月日(下宿営業にあっては、転出(予定)年月日)(5)室名を記載し、保健所長の要求があつたときは、これを提出しなければならない。(法第6条第1項)(省令第4条の2)(条例細則第6条)                                                                                 | ○      | ○    | ○  |
|            | 宿泊者名簿は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。(省令第4条の2)                                                                                                                                                                                                                                                | ○      | ○    | ○  |
| 換気等        | 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。(政令第1条)                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ○      | ○    | ○  |
| 入浴設備       | 近隣に公衆浴場がある等、入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。(政令第1条)                                                                                                                                                                                                                                            | ○※3    | ○※3  | ○  |
|            | 共同浴室を設ける場合は、脱衣室が別に付設されていること。(条例第6条)                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ○      | ○    | ○  |
|            | 次の基準を満たすこと。(条例細則第8条)<br>①汚水を停滞することなく、下水溝等に排水できる構造であること。<br>②浴槽からのいっ水及び洗い場の湯水が浴槽内に流入しないようにするため、床面に適当な勾配を設ける等適切な措置が講じられていること。<br>③循環ろ過装置を設ける場合は、浴槽の容量に応じた十分なる過能力を有するものであること。<br>④浴槽水をシャワー又は上がり用の湯に使用しない構造であること。<br>⑤24時間を超えて使用される浴槽水を、気泡が発生する装置等又は打たせ湯等の設備に使用しない構造であること。<br>⑥屋外に浴槽を設ける場合は、屋内と屋外の浴槽水が配管を通じて混じらない構造であること。 | ○      | ○    | ○  |
|            | 洗面設備                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ○      | ○    | ○  |
| 便所         | 適当な数の便所を有すること。(政令第1条)                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○      | ○    | ○  |
|            | 次の基準を満たすこと(条例第6条)<br>①防虫及び防臭の設備並びに流水式手洗い設備を有すること。<br>②換気ができる構造であること。                                                                                                                                                                                                                                                  | ○※4    | ○※4  | ○  |
|            | 共同便所を設ける場合は、男女別に適当な数の便器を設けること。(条例第6条)                                                                                                                                                                                                                                                                                 | ○      |      | ○  |
|            | 共同便所を設ける場合は、次の基準をみたすこと。(条例第6条)<br>①宿泊者数が10人以上のとき、男女別に適当な数の便器を設けること。<br>②①以外のとき、適当な数の便器を設けること。                                                                                                                                                                                                                         |        | ○    |    |
| 内部を見通せない設備 | 設置場所が、学校、児童福祉施設、社会福祉施設等の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合は、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。(政令第1条第1項第7号)                                                                                                                                                                                      | ○      |      |    |
| 寝具         | 定員数に応じた十分な寝具を有すること。(条例第6条)                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ○※4    | ○※4  |    |
| ガス設備       | 客室にガス設備を設ける場合には、専用の元栓を有し、ガス管は腐食しておらず、かつ、容易に取りはずされないように接続されていること。(条例第6条)                                                                                                                                                                                                                                               | ○※4    | ○※4  | ○  |

【※1】特例施設第1号～第3号について、基準を適用しない。(政令第2条)(省令第5条)

【※2】すべての特例施設について、基準を適用しない。(政令第2条)(省令第5条)

【※3】特例施設第1号～第3号について、季節的状況等により基準による必要がない場合であって、公衆衛生上支障がないとき、この基準によらないことができる。(政令第2条)(省令第5条)

【※4】特例施設第1号～第3号について、土地の状況その他やむを得ない理由があつて、公衆衛生上支障がないとき、基準に適合することとする。(省令第5条第1項)(条例第7条)(条例細則第5条第1項)